

## 資源物に付帯する金属製のふたの取り扱いについて

区 分		具体例	分別区分等	
			集団資源物回収	(参考)集積所資源物収集
1 缶詰のふた	(1) プルタブ式		<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集不可</li> <li>※ ふたは必ず本体から切り離し，中に押し込むなどしないようにする必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・燃えないごみ</li> </ul>
	(2) 缶切り式		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本体から完全に切り離された場合，収集不可</li> <li>・一部本体に付いたままの場合，本体と同様，スチール缶として収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本体から完全に切り離された場合，燃えないごみ</li> <li>・一部本体に付いたままの場合，本体と同様，びん・缶類</li> </ul>

区 分	具体例	分別区分等	
		集団資源物回収	(参考)集積所資源物収集
2 コーヒーやドリンク剤等の飲料用の缶のふた, ジャムやドロップ缶, お茶等の食品用のふた, 王冠	<p>(1) </p> <p>(2) </p> <p>(3) </p> <p>(4) </p> <p>(5) </p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集不可</li> <li>・(4) (ドロップ缶のような小さいふたを除く。)は, 本体と切り離された場合, 本体と同様, スチール缶として収集</li> <li>・(4)は本体と一体となっている場合, 圧縮して梱包する際に爆発する恐れがあるので, そのままでは収集不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(1)から(5)までいずれも燃えないごみ</li> </ul>

区 分	具体例	分別区分等	
		集団資源物回収	(参考)集積所資源物収集
3 飲料用等の缶のタブ (外されてしまったもの)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本体から完全に切り離された場合、収集不可</li> <li>・本体に付いたままの場合、本体の材質によってアルミ缶又はスチール缶として収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・燃えないごみ</li> </ul>
4 菓子等の缶のふた (缶と同じスチール製で一斗缶より小さいもの)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・スチール缶として収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・燃えないごみ</li> </ul>